PET機器の研究利用にかかる実施要綱

（平成２６年１月１日理事長制定）

一部改正　平成２６年１０月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、先端臨床研究センター（以下「センター」という。）における

PET機器の研究利用の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「PET機器」とは、次に掲げる機器をいう。

（１）PET/MRI一式（附属病院棟１階　PET検査室内設置）

（２）PET/CT一式 （附属病院棟1階　PET検査室内設置）

（３）動物用PET/SPECT/CT一式（放射性同位元素研究施設1階　物理実験室内設置）

（利用者の範囲等）

第３条　PET機器を利用できる者は、次のいずれかに該当するものとする。なお、利用

にあたり、PET機器の操作は、原則としてセンター職員が行うものとする。

（１）学内：本学に所属する者

（２）学外（企業以外）：学外のうち、大学または公的試験研究機関

（３）学外（企業）：（１）、（２）以外の組織・団体の試験研究機関

（PET機器研究利用申込書）

第４条　PET機器の利用を希望する者は、PET機器研究利用申込書（様式第１号）（以下「利用申込書」という。）を理事長へ提出しなければならない。

（利用の許可）

第５条　理事長は、前条の利用申込書に基づき、附属病院におけるPET機器の診療業務と調整の上、利用の可否についてPET機器利用決定通知書（様式第２号）により通知する。２　前項は、PET機器利用の許可であり、研究を実施するにあたって他に必要な手続き等がある場合には、利用者の責任により適切に行うものとする。

（費用の負担）

第６条　PET機器の利用者は、別表の利用者区分による機器使用料を負担しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、これを免除することができる。

２　利用にあたって機器使用料に含まれない物品等が必要となる場合は、利用者の負担とする。

（秘密保持）

第７条　PET機器を利用した際のデータの管理や秘密保持等については、必要に応じて別途協議する。

（遵守事項）

第８条　PET機器の利用者は、この要綱の他、センター及び設置施設の指示に従うものとする。

（賠償の責任）

第９条　利用者が故意または過失により施設、設備及び備品をき損、滅失、損傷または汚損したときは、利用者は、速やかに理事長にその旨を届け出るとともに、理事長の指示に従って、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（利用許可の取消し）

第１０条　理事長は、第５条により利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

（１）利用申込書と異なる目的で利用した場合

（２）第６条に規定する機器使用料を納入しない場合

（３）第８条に規定する遵守事項に反した場合

（事務）

第１１条　PET機器の利用に関する事務は、事務局復興事業推進課において行うものとする。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、PET機器の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

　　附　則

　この要綱は、平成２６年１月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

（別表）第６条関係

利用者区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 利用者区分 | 定　　　　　義 | 料金 | |
| １ | 学内 | 利用者全員が本学に所属する  場合 | PET/MRI | 6,000円/1時間 |
| PET/CT | 5,500円/1時間 |
| 動物用  PET/SPECT/CT | 2,500円/1時間 |
| ２ | 学外（企業以外） | 利用者のうち１名以上が他大学または公的試験研究機関に所属  する場合であって、企業からの  受託研究費、共同研究費を財源  としないもの。 | PET/MRI | 38,000円/1時間 |
| PET/CT | 31,000円/1時間 |
| 動物用  PET/SPECT/CT | 13,000円/1時間 |
| ３ | 学外（企業） | 利用者のうち１名以上が上記１及び２以外の組織・団体の試験  研究機関に所属する場合、または上記１及び２であっても企業  からの受託研究費、共同研究費を財源とするもの。 | PET/MRI | 56,000円/1時間 |
| PET/CT | 45,000円/1時間 |
| 動物用  PET/SPECT/CT | 20,000円/1時間 |